

参議院大蔵委員会会議録第十号

昭和三十三年七月八日(火曜日)午前十時二十分開会

委員の異動

本日委員仲原善一君辭任につき、その補欠として木暮武太夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 前田 久吉君
理事 木内 四郎君
西川甚五郎君
栗山 良夫君
平林 剛君
青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
迫水 久常君
塩見 俊二君
田中 茂穂君
土田 國太郎君
廣瀬 久忠君
松野 孝一君
宮澤 喜一君
山本 米治君
荒木正三郎君
大矢 正君
戸叶 武君
野溝 勝君
河野 謙三君
杉山 昌作君
八木 幸吉君
岩間 正男君

國務大臣

外務大臣 藤山愛一郎君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
通商産業大臣 高橋達之助君
政府委員 大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主計局長 石原 周夫君
大蔵省理財局長 正示啓次郎君
通商産業省 通商局長 松尾泰一郎君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○たばこ小売手数料引上げに関する請願(第二一七号)(第四四号)(第五九号)(第七六号)(第一一五号)(第一六五号)(第一七四号)
○税法上の用語不具者改正に関する請願(第八七号)
○映画の入場税減免に関する請願(第一〇六号)
○講和条約発効前の占領軍による被害者補償処遇改善の請願(第一七五号)
○宮城県多賀城町所在の旧海軍工しより敷地返還に関する請願(第一七九号)

○委員長(前田久吉君) ただいまから

委員会を開きます。

委員の變更について報告いたしました。本日付をもつて、仲原善一君が辭任され、その補欠として木暮武太夫君が委員に選任されました。

○委員長(前田久吉君) 昨日大矢君より散会の動議、木間君より質疑終局、直ちに討論採決に入ることの動議がそれぞれ提出されましたが、大矢君の動議は自然消滅し、木内君の動議は本日の理事会協議の結果、撤回されましたことを報告いたします。

これより昨日に引き続き、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案並びに外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、両案について質疑を続行いたします。

この際委員長より一言申し上げます。本日は会期の最終日でありますので、ただいま議題となつております二法案の審議を促進するため、質疑及びこれに対する答弁は、要点だけを簡明に発言されるよう要望いたします。それでは質疑を続けます。

○平林剛君 私、昨日質問を続行中の外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について質疑を行います。昨日このインドネシアの焦げつき債権を為替資金の損失として全額整理することは、結局政府の輸出政策の失敗であり、それを国民の負担に肩がわりさせることだ、その結果政府は国民一人当りにすると幾らの損害を与えた

か、こういう質問に対し、政府当局からは、国民一人に対して六百三十八円の損害を与えた、こういう答弁があつたのであります。これは聞きっぱなしにすると大へん重大な答弁であり、また関係大臣も幾人かおられたにかかわらず、一言もこのことについて触れず、その後の質疑が続けられたことは、私は政府の国民に対してとるべき態度として、まことに遺憾なることだと思つております。少くともこの事態に対しては、当院に対しても、また国民に対しても、一言釈明の措置がなされなきゃならぬ。(異議なしと呼ぶ者あり)しかるに、何事もなく進められるというところは、政府がきわめてこの問題を軽く取り扱われているという印象を与えました。私、いろいろ考えてみたが、政府の態度として、まことに遺憾なことだと考えたのであります。しかし、本日は時間もありませんから、さらに質問を続けます。

日本経済の発展のために輸出の振興が大事なことであります。政府が輸出第一主義をとることを現状として認めることができなくても、結果的に金にならない輸出をして、焦げつき債権を作り、そのしわ寄せを国民に戻してやるということでは、国民がますます損をするという結果になるわけであり、今回の処理にいたしましても、私は公平な立場から考えても、国民だけが損している。この貿易振興の役割りを請け負った商社がもっとも損をしていない。ちっともふところ痛んで

いないということは、大へん矛盾をきたことだと思つております。たとえば、インドネシアの焦げつき債権の総額一億七千六百九十一万四千ドルにいたしましても、輸出商社である伊藤忠、丸紅、飯田、東洋綿花、第一物産、これだけの主要なる、その他主要なる貿易商社が一体どれだけ利潤を上げていたのか。昭和三十三年度における貿易商社の所得がどのくらいあるか。こういうことが漸次明らかになりますと、国民全般はその矛盾にますます苦しむであらうと思つております。本来であれば、このことについても私は政府にその実情を明らかにしてもらいたいと思つておりますが、私はここで一つの意見であります。このような場合、輸出商社だけがふところを痛めず、そして国民だけが損をするということはきわめて矛盾なことであるから、一つの意見ではあります。が、こういう場合には貿易商社に対しても、ある程度損失を負担をさせる、

こういうことを考えるべきではないか。私は政府の輸出第一主義をいけなとか、輸出振興に水をかけたたりするつもりはないのでありますけれども、今回の措置は国民の側から見た場合に、どうも納得ができません。今後政府の輸出政策によって、このような問題が重ならないとは限らないわけであり、そうしてそのつど国民の負担がふえる、こういうことになり、一つの意見ではあります。貿易商社にある程度損失の負担をカバーさ

せるということも考えていいのじゃないか、こう思うのでありますが、政府の考えをお聞きしたいのであります。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今回、当面いたしております政府の輸出振興の方策に関連しまして、前回とられましたインドネシアの債権を放棄したことについて、ただいま平林議員から国民にだけ損失を与えて、一体政府の責任はどうなる、こういうおしかりでござい

ます。昨日来政府といたしまして、また私自身も一言のお話をする機会が与えられなかった、私も実はただ黙しておりました。その点はまことに無責任であり、あげて政府の責任であるかのようなお話であります。

問題は、輸出振興に対しての御意見と、インドネシアの焦げつき債権の処理、この二つを結びつけての御意見のように思いますが、今回法律案を出して御審議をいただいておりますのは、前国会において、日本とインドネシアにおいて過去の債権をいかにするかという議定書を作りまして、全会一致でその議定書は御承認を得たのでござい

ます。その御承認を得た事件について、もう一度むしろ返してお話であるように伺うのでございますが、私はこれは当時、この債権を放棄すると、さような措置はとりましたが、同時に一面国際親善を進める、かような効果もあつて、国として最終的な意思決定をいたしましたものと、かように考えているのでございますが、過去の問題についての御批判は必ずしも当るわけではないのじゃないか、こういうように感ずる次第であります。ただ問題は、今後政府のとりまざる輸出振興につきまして、御指摘のような債権が焦げついで

国民に負担がかかる、かようなことは私どももいたしまして、黙視するつもりは毛頭ございません。今日までの委員会を通じて毎回御説明しておりますように、清算勘定にいたしましたも、あるいはまた円クレジットの設定等においても、この点については特に慎重な審議をいたしまして、最終決定をいたしました。ただいま御指摘になりましたような、国民に負担をかけて商社がもうかり、国民全般は損失をこうむる、損害をこうむるというような事態の起らないように、これは一そう政府として注意して参るつもりであります。その点から、ただいま御指摘になりましたように、商社に対してその損失を負担する方法はないか、かようなお話でございしますが、非常にもうかつした場合におきまして、商社が政府に対して特別な納付金等の制度を設けていることは御存じの通りであります。しかし、今回の輸出振興の問題につきましては、事前にかような損害の起らないように、かような処置を十分考慮いたす次第でございしますので、ただいま御提案になりましたような点については、今日まだ考えを持っておりません、その点を明確にいたしておきたいと思ひます。

○平林剛君 私は、今後の事態の推移によつては、一つの意見ではあるが、ただいまのようなことも検討しなればならぬということをお願いいたしておきたいと思ひます。

そこで次の質問は、この法律はインドネシア共和国との焦げつき債権の処理にとどまるのでありますが、先般政府から提出されました資料を拜見する

と、このほかにも焦げつき化のおそれがあるのではないかとこの疑問を感じますので、政府において、この機会にさようなことがないという御言明があればしていただきたい。実情はどうなのかというのを明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 清算勘定その他につきましては、弊害のあることは御指摘の通りでございします。従いまして、私も最善の努力を払いまして、かような事態の起らないように一そう注意する考えでございします。

○平林剛君 具体的にお尋ねをいたしますが、韓国に対する債権、これはな

論的に申し上げるのはどうかと思ひますが、時間がありませんから短刀直入にお尋ねをいたします。

今回インドネシアの債権繰引きの波紋から、結局、韓国に対する債権についても、日本がこれを放棄せざるを得ないのではないかとこの御説が行われているのであります。説明をしない私の意が十分でないかもしれませんが、今日まで何回も議論をされてきて、いるところでありまして、繰り返しません。そこで韓国に対する今後の輸出政策はどういう配慮のもとに行おうとしているのか。すなわち韓国自体も、インドネシアの焦げつき債権が繰引きをされて、今度のような処理をされる、韓国自体もまだ賠償問題について十分な満足を得られない、そこで日本政府が輸出をして、これが帳じりにおいてたまつていくものを、同じような方法で処理しようとする希望が起きてくる。その場合に、やはりインドネシア共和国と同じようなことを繰

り返して、また国民の負担になつてはならない。従つて政府としては、韓国に対する輸出政策については、輸出振興という大事な目標はあつても、慎重を期さなければならぬ。こういう意味から一体どういう方針をとられるようとしておられるのか、これをお伺いたしたいのであります。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま日韓間におきましては、清算勘定、オープン勘定でやつておられることは御承知の通りであります。過去におきまして、当方で受け取らなければならぬ金額は四千六百万ドル強でございします。この金額につきましては、スイングの協定がございしますので、その超過分についての現金支払いを再三にわたつて要求いたしておりますが、今日まで実現しておられない。この点はまことに遺憾でございします。しかし韓国におきまして、この事態を改善するといふ立場に立ちまして、昭和三十年の二月以来、輸入権制度というものを設けております。韓国から日本に対して輸出したその金額に見返る範囲で輸入を許すという制度であります。その結果ただいまの債権は、その後は大体均衡が保たれておる、増加の形はとつておられないという状況でございします。

従つてただいま申す四千六百万ドルといふのは、三十年までにでき上つてい

るものでございまして、これはスイングの協定は二百万ドルということでありまして、その超過分についてはもちろん現金決済を要求し、また交渉する筋のものとあります。で問題はひと

決済を要求するばかりでなく、やはり相手国から品物を買取することも可能かどうか、そういう点をもよく勘案いたしまして、この収支づらにおいて受取勘定が残らないような工夫をしていく。これは一国だけの貿易ではございせんので、各国との勘案、各国々とも勘案いたしまして、このオープン清算勘定の国からまたわが国に対して有用な物資を輸入しているような、かような国に対して勘定づりを合せていく、かような方法をとっていく考え方でございします。

同時に、ただいま問題になつておりますところの清算勘定の国は、台湾は比較的良好の結果をたどつております。今日あるいは危険の機相を来たすのではないか、かように心配をしてみなければならぬ国はエジプトあたりではないかと思ひます。トルコ、ギリシャ等は今日日本といたしまして、オープン勘定で別に困るような事態ではございせん。これだけ申し上げておきます。

○平林剛君 ブラジルとの間におけるオープン・アカウント勘定について、最近の措置は二カ月間の延期をするといふことになつたと聞いておりますが、その後の折衝状態はどうなつて

るか、二カ月の間に新しい協定を結び、それまでの間に協定に達しないときは、政府も何らかの措置をとると聞いておりますが、具体的な折衝状態は進展しているかどうか。

それからもう一つは、この二カ月の間にインドネシア共和国との間に行われたと同じような駆け込み輸出が行われて、債権の処置が長引く結果となつたら、再び国民の負担になつたりする

このない配慮は具体的にはどう行われているか。先ほど来私が申し上げておきますように、輸出をすることは大抵なことだが、輸出をすることは国民経済がよくなる方向で努力せねばならぬ。かえって国民の負担になるような輸出第一主義はごめんこうむりたい、こういう意味から、この二カ月の間に再びかけ込み輸出が行われて、そのために日本経済全般が損をするということのない配慮が、この法律の処理をめぐっても私は当然必要で、政府としても配慮せねばならぬ、こう思うのであります。一つ最初の質問は外務大臣から、次の質問は大蔵大臣、通産大臣、それぞれ一つお答えを願って、私の質問を終わりたいと思うのであります。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 実は今入ってきたので、最初の質問といふとあれでございますけれども、おそらく経過のことではないかと思ひます。それでよろしくございませうか。

○平林剛君 ブラジルとの間のオープン・アカウントの勘定が二カ月間延期されている。政府は二カ月の間に何らかの協定に達しなければ、この措置について新たな角度で、もうそれ以上は延ばさないといふことをきめられておるようでありませう。まだ、これが報道せられてから期日は短かいので、具体的に折衝はあるかないかわかりませんが、私はその具体的進展があつたかどうかという質問をいたしたのであります。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御承知のように、ブラジルとの間のオープン・アカウントの今までの協定は、六月三十日で切れることになっております。

従つて、五月以来各省関係者がブラジルに渡航いたしました。そうして向うの政府と折衝をいたしておるのでありますけれども、進んでおりません。従つてさらに二カ月延ばしまして、もうしてその間に新たな協定を作るかどうかという問題をもう一ぺん検討をしてみようといふことなものでございませう。従つて今日では二カ月たちましたならば、無協定状態になるか、あるいは日本側の要望するような協定になるか、あるいは何か新方式による協定ができるか、その間にきめてしまおう、こういうことでやっております。外務省の立場から申しますと、ちょうどブラジル移民五十年祭もやっておりますし、三笠宮殿下もおいでになつて、非常に向うの關係も日本に対して友好親善な關係にあります。従ひまして、まだ話し合ひがある余地があると思ひます。であります。それらをあわせて二カ月間には何とか最終的結着をつけるといふ立場で、通産、大蔵大臣に御相談を申したわけであります。その結果通産、大蔵大臣も二カ月のうちに何か今申しましたように、新しい協定ができるか、それは従来のオープン・アカウントの弊害等もできるだけ押えたものができるか、あるいは無協定状態になるか、まあ二カ月以上は交渉を延ばさぬといふことで折衝をいたしております。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの外務大臣のお話で、私から申し上げることはなかりと思ひますが、ただいま外務大臣がお話しになりましたように、二カ月の猶予期間を置いた、これは二カ月であるといふところに特に意味を持たしたつもりであります。普通

の延期でございますならば、三カ月であるとかいふのがまあ普通とられる措置でございますが、今回はこの期間中にぜひ新しい協定を結ぶと、こういうことをねらいといたしております。で、特に二カ月、まあ二カ月もあれば必ず協定を結び得るだらうといふことでやっております。で、先ほどさういふような延長をすることによつて、かけ込み輸出等の危険はないかといふことでございませうが、この点ではブラジル政府も当方に協力をいたしております。輸出についても、向うの輸入ですが、一応のワケをきめております。その範囲内でおさまると思ひます。また当方といたしましては、十分事務當局も目を光らしておりますので、さうな御心配はないかと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) この清算勘定におきまして、大きな焦げつきをしておきまして、その損失を国民に負担さすといふことは、まことに遺憾なことでありまして、今後さういふことのないために、できるだけ清算勘定というものはやめたいといふ方針であります。相手国の希望によりますれば、必ずしもこれを即刻やめるわけにいかない。しかば、これをどういふ方法で取り締つていくかといふことになりまして、現在韓国において、三十年二月以来実行いたしておりますごとく、嚴重なるバーターをもつてやるといふ、そのつど嚴重なるバーターをもつてやるといふことにすれば、これが第一の方法だと思ひます。第二には、輸入を先行する。まず向うから先に物を取つて、その金額に應じ

て輸出をするといふのが第二の方法でございます。

第三の方法とすれば、これは相当ドラチックになりますけれども、オーバーした場合には、つまり受取勘定がオーバーした場合には、スイング以上オーバーした場合には、この輸出を停止するといふ方法をとりたいたいと思ひます。さういふ方法をとりたいたいと思ひます。今後は取り締つていきたいと存じております。もう今後はさういふことは再びないと思ひます。

○栗山良夫君 私は主として高橋通商産業大臣にまずお尋ねをいたします。それから続いて藤山外相に御出席いただきましたので、二、三お尋ねを申し上げたい、こう思うのであります。

まず第一に、高橋通商産業大臣は官僚出身でございませう。ほんとうの産業人でありませう。産業経済政策の考へ方、あるいはその構想並びに御発表等も非常に伸び伸びといたしております。私どももいたしまして、日ごろ敬意を表しておるのであります。その高橋通商産業大臣に政治家としての内閣にお入りになりました立場から、従来のお考えと岸内閣の通商産業大臣としてのある一つのワケの中にお入りになつておるといふわけであります。それから、その間の調整をどういふ工合にお考えになるか、この点を二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一に、過日のこの委員会ではいろいろ質問が出てお答えになつておりますが、東南アジアを中心とした貿易の振興であります。輸出の振興であります。これにつきましては、相手国がそれぞれ購買力が非常に乏しい、ドルの手持ちが非常に少いといふ

ので、その経済力の少いのを日本が援助をしながら取引をいたしたい、こういう構想を述べられて、さうしてあるいは円クレジットの設定をするとか、あるいはまた東南アジアの開発基金の設定をするとか、さらには延べ払いを行うとか、いろいろ具体的な手続上の話を承つたのであります。私が心配いたしました一番大きな原因は、先ほど平林君から鋭く政府の今までの立場に對する處理について追及がございまして、一番おそれることは、さういふ工合にして経済力の薄い所へ手かげんをいたしまして、輸出を増進いたしました場合に債権が焦げつきになる。さうして結局回り回つて国民に負担を直接かける、さういふことになつては、いかに雄大な構想でありまして、これにはチエックをしなければならぬといふことになつて思ひます。

そこであなたは、さういふ構想を、通商産業大臣として今後強力に実行に移しておいでになると思ひますが、債権の確保といふことについて、具体的にどういふようなめどを持っておやりになるか、この点をとくとお聞かせをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) これは、私は根本におきまして考えたいと思ひます。これは、先ほど今のインドネシアの焦げつき勘定が問題になつております。これは、商社ももうけて、それで政府はそれをしりぬぐいをするといふふうなことに相なつては、まことに困ると思ひまして、東南アジアにおける経済協力にいたしまして、ブラント輸出にいたしまして、その責任はブラント輸出した商社あるいはメーカー、

あるいは経済協力したその日本における責任者、それが全体の責任を負うべきものだと思ひまして、そういう方針で進むつもりでございます。で、それにつきましても、政府としてとるべき方針は、そういうふうな経済進出の仕方、あるいはプラントのやり方について、できるだけ政府は便宜をはかるというところにいたしましてとどめた、こう存するわけでございますが、御承知のように東南アジアにおきましては、最近に非常な外貨が不足しておるわけでありまして、それに向うためには、相当の延べ取引をしなければならぬと考へております。しかし相手国の政情が不安であるとか、あるいは政局の変遷ということのために起つた損害があれば、それは当然この輸出保険を履行いたしまして、その保険でカバーするということにいたしたいと思ひますが、いづれにいたしまして、相手国の経済状態とか、相手国における政情の将来とかいうことにつきましても、外務省におきまして十分検討を加へまして、外務大臣のところにおいて御検討の上において実行いたしたいと思ひます。

○栗山良夫君　そこがやっぱり岸内閣の閣僚としての御答弁でございますが、私は、日本は内閣も国民も二つに分けるわけにいかないのではありません、これは一体でありますから。従つて、政府が損をしなければいいんだ、すべては民間の経済団体が責任を持つんだ、経済団体が損をしてもかまわんだ、経済団体が損をしてもいいじゃないかと思ふんです。やはり、政府が損をしないと同時に、民間団体も結局において長い目で損をするということであ

あれば、これは絶対に許されないことである。で、問題は、国際問題はそのでよろしいんです。高橋さんがおっしゃる通りでわかりませんが、相手国の経済力のない所へ日本が輸出をしていきまされる場合に、その売上代金の取り立てというものが、現在は何ら向うに資力がなく、ところが、将来にわたつておそろく資力ができるかもしれない。まあ、できるために援助をするわけでしょう。その将来に対してできるであろう資力あるいは資源、そういうものをどういう格好で確認することができるか。その確認の基準というものはどの程度でやっていくか。これはやはり政府として民間を指導せられる立場にありまされるから、十分お考えにならなきやありません。いくら向うが商品を買いたいと申しまして、にわかには資力もできる見通しもない所へどんどんやるわけにもいかないでしょうし、また、資力ができたとしまして、そのできた資力で急遽方向を転換してそれが欧州貿易の方へ流れてしまつたり、アメリカ貿易の方へ流れてしまつたりするようなことは、それはよくない。だから、そういうことをどういうふうにお考えになりますか。相手国の要するに信用の問題でもありますが、相手国のそういう診断をどうしておやりになるか、また、どういう基準をお持ちになつていられるか、こういう点を伺いたいと思ふのであります。

○国務大臣(高橋達之助君)　それは、相手国における政局がどういふ政情であるかというところが一番大きな問題であります。第一番に、第二の一番重大な問題は、その国が天然の資源なりそ

のほかの資源関係におきまして持てる国であるかいなや。それだけの投資をし、それだけの経済協力をして、それがペイするかどうかというところは、政府としてもよく検討いたしますが、まず、そういうふうなことは、その相手国に対して……

○委員(前田久吉君)　お静かに願ひます。

○国務大臣(高橋達之助君)　自分が実行をしようという人たちが商社なりあるいはそのメーカーは、自分の責任で十分検討を加へてやりますから、その点は、私は、むしろ政府がある責任を持つてしまつて、そうして無責任な人たちにやらせるよりも、その方がいいと思ひます。それが自由経済のほんとうの進み方だと存じております。

○栗山良夫君　さらに、私はきのうも申したのでありますが、何と申しました、ただいまドルが世界経済の上に占めておる力というものは偉大なものであります。これは東南アジアも、もちろんそうであります。ところが、われわれが最近耳にいたしますことは、日本の生産技術あるいは日本の生産能力、こういうふうなもので、一番距離である日本が十分にまかない得るような東南アジアの地域に対しては、ヨーロッパ各国がせり込んでくること、これはまたちよつと立場が違ふのでありますからよろしいんでござい

ます。が、まあよろしくはないけれども、やむを得ないのであります。アメリカがこの東南アジアの市場において日本と盛んに競争をしておるといふ事実があるのです。競争しておる事実がある。従つて、私は、きのうもどなたから質問がありました。さらに

敷荷をいたしますと、対米貿易は、輸出額の三倍にわたる輸入超過になつてゐるわけですね。従つて、何としてこれを回復しなければ、互恵平等の通商にはならんわけでありまから、従つて、アメリカ政府と強硬なる交渉を行つて、少くとも東南アジアの貿易ぐらゐは日本にまかせると、アメリカはあんまりそこまでも出てこないでまかしたらどうだ、こういうことで、日本の生産能力でまかない得るものについてはいくら競争をしないようにしようではないか、こういうことを通商産業大臣は御熱心におやりになる必要があるんじゃないか。藤山外相どこか行かれちゃったんですか。これは藤山外相は最近アメリカへおいでになるわけでありまから、外相からもお聞きをしたい。これは、今の日米貿易の打開のために、東南アジア貿易促進のためにも、やっぱり一番ポイントだと思ひます。そしてしかも、経済外交として取り上げる一番重要な点だと思ふ。これをおやりになる御決意があられるかどうか、これを伺いたいと思ひます。私は重ねて藤山外相に質問いたします。藤山外相がおいでになつたときには、藤山外相からも一つこの御決意のほどを承りたいと思ふのであります。

○国務大臣(高橋達之助君)　対米貿易につきましても、これは非常な支援助定になつてゐるというお話でございますが、昨年は特殊の事情のために非常な支援助定になつて十億ドル以上の貿易勘定になっておりますが、平年といひますと、貿易は約五億ドル輸出をし、そのほかに特需関係においてこれ五億近くありまして、だ

いたい輸出と輸入とは特需を入れますればほとんどになつておつたわけですね。昨年だけは特殊の事情がありまして、本年は同様に特需を入れますと輸出と輸入とはほとんどになると、こういうふうな考えで進んでおりますが、しかしながら、アメリカに対しては、今のお説のごとく、できるだけ日本の国のために好意をもつてやつてもらふように交渉したいと存じております。

○栗山良夫君　いや、そういうふうにおつしやると、私もさらに意見を述べなければならぬんですが、昨年は特別であるとつしやりましたけれども、特別であつてもなくとも、少くとも日本がアメリカに対して政治、外交、経済を通じてこれだけ特異な協力をしてゐるのでありますから、その意味からいつても東南アジアの貿易から手を引いてくれとは私は言ひませんが、対等の立場になつて競争をするようなことは慎しんでもらわなくちやいかんのじゃないか。やはりこの決意がなければ、高橋通商産業大臣はどんなに貿易振興を唱えられましても、私どもは実効は上がらぬと思ふ。特に去年は例外であつて、その前はそうでなかつた、バランスはとれておる、こうおつしや

いたした、アメリカにおける最近の日本の貿易に対する態度はどうでありますか。これは私は本会議の討論でも明かにいたしたいと思つておりますが、互恵通商協定の延長に關する法案は、七月末の国会においては下手をすれば通るおそれがあります。それからさらにペインの修正案は、六月三十日に大統領の署名を終つております。そうしてこのために域外買付を一挙に

いたしたい輸出と輸入とは特需を入れますればほとんどになつておつたわけですね。昨年だけは特殊の事情がありまして、本年は同様に特需を入れますと輸出と輸入とはほとんどになると、こういうふうな考えで進んでおりますが、しかしながら、アメリカに対しては、今のお説のごとく、できるだけ日本の国のために好意をもつてやつてもらふように交渉したいと存じております。

○栗山良夫君　いや、そういうふうにおつしやると、私もさらに意見を述べなければならぬんですが、昨年は特別であるとつしやりましたけれども、特別であつてもなくとも、少くとも日本がアメリカに対して政治、外交、経済を通じてこれだけ特異な協力をしてゐるのでありますから、その意味からいつても東南アジアの貿易から手を引いてくれとは私は言ひませんが、対等の立場になつて競争をするようなことは慎しんでもらわなくちやいかんのじゃないか。やはりこの決意がなければ、高橋通商産業大臣はどんなに貿易振興を唱えられましても、私どもは実効は上がらぬと思ふ。特に去年は例外であつて、その前はそうでなかつた、バランスはとれておる、こうおつしや

いたした、アメリカにおける最近の日本の貿易に対する態度はどうでありますか。これは私は本会議の討論でも明かにいたしたいと思つておりますが、互恵通商協定の延長に關する法案は、七月末の国会においては下手をすれば通るおそれがあります。それからさらにペインの修正案は、六月三十日に大統領の署名を終つております。そうしてこのために域外買付を一挙に

五〇％に減らそうとしている。その五〇％に減らされる相手国のいちばん大きいものは日本であり、日本が受ける損害は一億五千万ドルに及ぶであろうと言われている。さらにマツクという人は、ベニヤ板に対して昨年全米の消費量の六〇％を日本が輸出しておりまして、それを特別にわざわざ法律を作つて一五％におさへつてしまふ、こういうことを現に国会に出している。また、キング氏は、一番問題になっているマツグロのコン詰に対して、これはあなたの御専門であります、冷凍マツグロは今まで関税はなかった。これを一ポンド六セントにする、また、カン詰マツグロについては一二・五％の関税率でありましたものを一挙に三五％、三倍近くに引き上げようとしておる。こういう動きが、今までは関税委員会を動かして、そうして税率を少しづつ上げてくれというやうなことを運動しておつたのですが、今度は壁々とアメリカの国会に法案を出しておる。これでもって日本の商品のポイコットをやろうとしておる。こういう動きがずっとますます顯著に拡大しておるときに、今高橋さんのおっしゃるやうな、そういうのんきなことでよろしいですか。この点、私大へん不満足であります。従いまして、ここで――藤山さん早く来られんのですか。よく一つ私も理解のいくやうに、これは実績をお願いしているわけじゃありませんから、高橋さんの腹ですね、御決意を聞かしていただきたい、こう思ふんです。

業者の作つておるものでありまして、アメリカの中小企業者になるという、これに對してできるだけ阻止運動をしたいというので、これを国会議員に頼み、国会議員がこれを取り上げて、今これを問題にしておりまして、先ほどお話のベインにいたしまして、キングにいたしまして、マツクにいたしまして、各地方の要求をもつて国会に出しておるわけでございます。アメリカ政府の方針とすれば、大体は日本には好意的でありまして、大部分のものは大統領の権限をもつてこれを阻止してくれておるやうであり、今後におきまして、対米貿易の伸張を期するためには、国会対策あるいはパブリック・ヒヤリング等におきまして、日本側をいたしまして、十分この主張をいたしたいと存するわけなのでございますが、ただ大局的に申しまして、アメリカの大衆は日本の商品がくるというところについて喜んでおるわけでありまして、これはポイコットする、ポイコットというやうな感じは全然ないわけでありまして、一部分の製造業者が国会を通じて騒ぎを大きくしておる、これが現状でございますが、これに對抗するためには適當な方法をとるべきだと思ひます。

ドル、輸出は五億九千万ドルというやうな非常にアン・バランスな状態になっており、しかもあなたが認めるやうに、特需関係とか、あるいは船の運賃、その他の貿易外収入を入れたら、これはアン・バランスになると思ふ。しかも、昨年はノーマルな状態でなく、一昨年において逃げ込むのでなくして、一昨年も昨年もおける、貿易面におけるところのデフ・ブ・アンド・テイクの原則によるところのアン・バランスのことでありまして、それがアメリカ側の言い分として、特需あるいは貿易外収入というものを加えてのアン・バランスというものを考へておる。そうしてアン・バランスの状態というものを保持させていくことがアメリカの日本に對するところの貿易の考へ方です。このノーマルでない、アメリカ側の勝手に考へておる考へ方というものを押しつけられておるときに、ゆがんだ状態の日本の貿易の姿がある。高橋さんも御承知の通り、こういう形をいつまでも保持していく、こういう形をいつまでも保持するようになれば、特需貿易に依存するところの日本の不健全な貿易というものが、ゆがんだ形において、日本の産業というものをいびつ、三角にさせていくものだと思うのです。この問題に對する回答はわれわれ不満足です。安易な逃げ方をしておると思ふ。

もう一点は、やはりアメリカ側は日本商品を歓迎しておる。それは安くていいものが入っているから歓迎するのかもしれないが、その一面において、ポイコットの根柢となつておるの、今あなたも言つておるやうに、アメリカの中小企業、零細企業が日本の製品に脅かされること、チーフ・レーパーによるソーシヤル・ダンピングに脅かされておる。日本の労働賃金が國際水準から見ても非常に低い状態、日本のILO条約の批准の問題も、今日問題になつておるやうに、日本の労働運動というものが、政府の権力的抑圧によつて不健全な形になつておる。こういう形は、ガットに加入し、ILOに加入して、國際社会の一員となつていく日本として立ちゆく形ではない。そのことを、国内におけるところの態勢というものを岸内閣は当然作らなければならぬ。あなたたちのその意向というものは受け取らないで、倉石なんという労働大臣はひどいことを言つておる。ILO条約は批准しない、労働組合運動は弾圧する、首切りをやる、低賃金を要求する、低米価、低麦価を農民に課する。賃金を安くさすれば貿易は盛んになる、こういう古ぼけた原理に立っている限り世界貿易は進出しはしない。それは高橋さん百も知つておるはずなんです。それにもかかわらず、日本の政治の現実というものは、その逆の反動性を露呈している。これがかつて、アメリカだけじゃない、今後においてはいかなる國々をも脅かし、日本貿易の障礙となつていく。その一番大きな障礙を國民に知らせないでいる限りにおいては、私は今後の日米関係というものは、アンチ・アメリカの感情は政府の責任だと思ふ。國民は知らないと思ふ。なぜ日本は輸出する倍のものをアメリカから輸入しなごら、日本の物を買つてくれないのか、この現実の姿を目の前にして戦つておる。その言いわけとして、ただ特需貿

易その他の貿易外収入においてバランスがとれるといつても國民は納得しない。そこにアンチ・アメリカの抵抗というものが出てくると思ふ。それは私は極左的な人たちがいるのじゃなく、日本の政府が真実を國民に知らせず、真実をアメリカに訴えず、日本の貿易における自主性を確立しないところに私は起るのだと思ふ。これは重要な問題でありますから、私は高橋さんからもつと明確な回答をこの機会に求めておかなければいけないと思ふ。

○國務大臣(高橋達之助君) お説の通り、この特需関係、これらによつてバランスがとれておるというところは、これは本式じゃありません。どうしても輸出貿易がバランスがとれるということにならなければならぬが、逐次この特需関係というものはなくなつてしまふ。これに従つて日本の輸出を増加し、同時に先方から入るものをチェックするというところにいたしてゆきたいという所存でございます。ただいまお話し、日本の商品が今日アメリカにおいていろいろ問題を起しておる、理由は一番大きな理由は、御承知の通り値段が安過ぎるというところが一つの原因であります。それと同時に不当競争するというのが一つの原因であります。で、この不当競争を防止すれば値段は当然高くおるというわけでありまして、今度は貿易振興策等につきましても不当競争を防止するというやうなことに對して法律も作り、努力いたしたいと思つております。

○栗山良夫君 私はまだどうも十分な御決意のほどを伺つたというわけにいきませんが、これは強要するわけに参

○國務大臣(高橋達之助君) 私どもも新聞で見るくらい程度のでありまして、それ以上はあまり詳しいことは存じませんが、とにかくコムが緩和されれば、これは各国ともこれに対して非常な攻勢に出てくるでしょう。またこれはひとりフランス、イギリスだけでなく、アメリカも出るでしょう。で、一方におきましてもおそろるべ

しても、まだ栗山委員の外務大臣に対する質疑が残っているのに打ち切られてしまふ。こういう結果、もし国民経済に重大な損害を与える結果になるといたしましたならば、勸議の提出者も

その責任の一部を負わなければならぬ。私はこのことを一言警告いたしておきます。

日本社会党を代表して、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案に対し反対の意思を表明するとともに、その理由を明らかにいたしておきたいと思うのであります。

反対理由の第一は、政府構想による経済基盤強化資金としてのたな上げ措置は、財政の原則から見ても健全でない、財政法から見ても適当な措置でないということであり、健全財政の第一条件は収支均衡の財政であることが要請されるものでありまして、財政法第十二条は「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならぬ」と規定をいたしておるのであります。従つて、国の需要を満たすための支払いの財源となるべき収入は、各会計年度に必要とする経費の範囲内にとどめるべきでありまして、各年度に必要とする経費以上に過大な税金をとり、その年の財源に充てるとは、財政法第十二条の会計年度独立の原則に対する逸脱行為であり、重大な疑問があるとの見解に立つものであります。政府には、今回の経済基盤強化資金は、財政法第四十四条の規定に基く資金で、資金とはもと一年度の間に消費し尽さない予定をもつて保有され、年度にわたつて費消または運用される性格のものであるから、この制度は財政法上認められたもので問題はないと解釈しておりますが、資金という以上、回転して運用しながら、そこに経済的財政的効果を上げるものと解すべきで、景気を刺激するから使われない。使えないからたな上げをする。この経済基盤強化資金なるものは、財政法第四十四条からも疑問があると思うのであります。

いづれにいたしましても、このような措置は、政府が昨年国際経済の見通しと、日本経済の事情に対する判断を誤り、経済拡大をおり立てて、過剰投資と、輸入増による国際収支の悪化を来たした結果、財政法第六条の解を国債の償還に充て、残ったものは予算に組み入れるべきものを、佐藤大蔵大臣の言葉を借りると、いろいろ工夫した結果の苦肉の策であると私は思うのであります。しかし、こういう前例をたびたび開きますと、五百億円で、一十億でも、今後、同様な措置をとることができるといふ理屈になりまして、その結果、徴税の権限を持つ政府が、いろいろと名目をつけて、国民の納税負担、担税力の限界をこえる歳入をはかり、権衡予算の原則と、経済全般の混乱を生ぜしむるおそれを感じるものであります。

反対理由の第二は、この法律の性格がきわめてあいまいでありまして、政府の説明は私ども納得することができないからであります。政府の提案理由と、法律案第一条の目的によりまして「わが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資する」と掲げられておりますが、この言葉はまことにあいまいなものであります。昭和三十一年度の一般会計における決算上の剰余金から、国債償還等の法定財源を充当する額を控除した四百三十六億三千万円を、世評はいわゆる余剰財源のたな上げとして論評を加え、また、一部では景気調

節資金と呼んで、定説がないのであります。この法律による資金及び基金の総額四百三十六億は、言うまでもなく国民の税金でありまして、いかに世界に類例のない異常性に基く剰余金といひましても、その処理に當つては、国民全般にもっと理解のできる明確さが必要であつたと思うのであります。岸総理の、ホトギスの鳴き声は聞く人の立場によつて異なるという名文句と同じように、経済基盤強化資金の性格の分析は、昨年の国際収支悪化に際して、あわてて経済緊急対策なるものをとりまとい、景気を刺激するような措置を極力避けるために、剰余金のたな上げ措置を、一たびは構想し、実施に移そうとながら、過半の総選挙を控えて、自由民主党の基盤を確保するための五つの特別法人の基金二百十五億円を、新たに分割構想したところから始つておると思うのであります。経済基盤強化資金というものが、財政政策における、いわゆる景気調整資金または財政調整資金とは、一体、性格を異にするものであるかどうか疑問であります。強化資金の使い方は、道路整備、港湾整備、科学技術振興、異常災害復旧、産業投資特別会計への繰り入れに充当することとなつてはおりますが、これらの経費は、一般会計または特別会計にも計上されておりました。見方を變えれば、この資金は、道路整備等の予備費の性格を持つものとの解釈もできます。また強化資金の取りくずしは、経済情勢がどのように変化した場合に一体使うものであるか、岸内閣の閣僚にはわかつておりました。国民の代表たる私ども議員、これは野党に限らず、与党の議員、国民の代表

としての与党の議員も、いつ取りくずすのかわからない。国民の代表がわからない。こういう性格を持つものであります。また、いわゆる余剰財源のたな上げ、これは景気に刺激を与えないため実施をする、こういう提案説明がありました。この資金は、資金運用部に預託をされて運用されるものでありますから、結局、財政投資融資を通じて景気に刺激を与えることができます。財源をたな上げしておくことにより、財政の膨脹を防ぎ、民間投資や民間消費を抑えることをねらつておつたにもかかわらず、逆に民間の恩恵の対象となつていたことにも矛盾があつたのであります。これらきわめて不可解な法律といわなければなりません。これが私どもの反対理由の第二であります。

反対の第三は、これは、最も重大な反対の理由でありまして、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案が、初め構想され、提案をされた当時の経済情勢と、今日とは、その情勢が重大な変化を来したしておるにもかかわらず、これをそのまま提案をし、新情勢に対処する有効適切な提案でないといふことであります。なるほど、たとえ苦肉の策でありましても、昨年九月の経済情勢のもとにおきましては、政府が、将来の経済情勢とららみ合せて苦心をされたことは情状を酌量いたしたに過ぎないとしても、当面の経済情勢と、昨年、そうして本年度の予算編成をした当時の経済見通しと変化していない、こういう見解をとり、そのまま提案をする無神経と無策とは、私ども断じて認めることはできないのであります。卒直にいい

まして、この法律の基調となつたのは、昨年九月における国際収支の悪化に対処してのたな上げ構想でありまして、私どもは、余剰財源は、減税や社会保障費に使うと、消費インフレを起し、輸入をふやし、国際収支改善の妨げになるという政府の論議が当らないことを指摘して参りましたが、今やその国際収支の改善も、一応大蔵省の見解でも年間三億ドルの黒字はだいたいよくと云われるに至り、法律案を提案をした根拠は、すでに解消しておると思うのであります。そうして、当面する日本経済の事情は、今日まで論争を通じて明らかに参りました通り、とうに景気もおさまり、かえつて、設備過剰と有効需要の低下によりまして、過剰生産的な不況の時代に入りつてあります。しかも今後の経済の基調をはかるために樹立した政府の経済目標、輸出三十一億五千万ドルを達成する見通しは、国際経済の停滞ないしは不況、あるいは政府みずから中国貿易を杜絶したことによりまして、このままでは縮小均衡あるいは不況の長期深刻化の様相を呈し始めておるのでありますから、この際、政府の引き締め政策の犠牲となつて、倒産と生活苦、失業に悩む国民層に対して、新たな経済政策の転換により国内需要の増加をはかることが急務となつてゐるのではなか。政府の言うがごとく、もう少し経済の推移をながめ、八方ふさがりの国際貿易の伸展をはかる――渠魁といつては当たらないかもしれませんが、放任静観政策では、本格的な不況の進行の前にかへつて国民経済は混乱をし、疲弊をしてしまふのではないか、この際、この経済基盤強化資金なるものを

取りくずし、他の公共投資、一財財政支出、国民消費の適度の増加のための経済政策を移行すべきである。私もこの日本経済の現情を無視して超然たる法律案を再び提案をしていくことに對して賛成し得ない理由がここにあるのであります。

私どものこの反対の理由は、今日、政府の頑迷な態度と痛烈な国民の声を代弁する野党の立論に對して、立場上、与党の議員も賛成し得ない、多数で法律案を通過せよといひたし、でも、いづれ近い将来、すなわちこの特別国会を終るとともに、たちまち約變して、來たるべき臨時国会には、今日私どもが主張するような経済情勢の分析と認識に立つて、経済基盤強化資金を取りくずし、景氣振興、不況対策のための財政措置をとらざるを得ないといふことは、おそらく腹の中では認めておられるのであります。政府みずからも、婉曲ではあります、日本経済は底入れの情勢であるから、国際収支のワク内で経済政策を進めたいといひ、いかなる事態になつても景氣刺激策をとらないわけではないといひ、わけをし、情勢の推移に應じて適切な手を打つことをちゅうちよするものではないと答へたりいたしまして、すでに補正予算の必要性は暗々に漏らしてゐるのであります。従つてこの際政府の誤まれる方針を正す意味で私どもの主張に賛成をし、本案を否決するか、継続審査に移し、国民に對する責務と要望にこたえられるように私は希望いたします。

これをもちまして私の反対討論を終ります。(拍手)
○山本米治君 私は、自由民主党を代

表いたしました。本案に賛成するものであります。いづれその詳細は、本會議の討論においてやりますから、これに譲ることといたしまして、ここでは簡単に申し述べたいと思ひます。

まず第一に本案は、すでに国会を通過いたしましたところの昭和三十三年度予算と裏腹をなすものでありまして、国会の意思の統一性といふことから見ましても、当然この法案に賛成すべきものと考へておるのであります。それから日本経済は昨年以來調整過程に入つておりますが、その推移は、われわれの見るところをもつてすれば、大体順調に進んでおると思ひのであります。もとより経済界の一部に相当深刻な様相も現れておりますけれども、われわれは、日本の経済の根本条件から見まして、この種の不況対策といふものは、どこまでも国際収支に悪影響を及ぼさない、こういうのが限界でなければならぬと思ひのであります。

もとより最近国際収支は、若干好転してはおりますけれども、今ここで社会党の諸君の言われるような膨大な不況対策的補正予算その他の不況対策をやるといふことは、せつかくこまごまと持ってきた日本経済を再びもとのもくあみに返らせるおそれがないでもないのであります。それでありまして、から、われわれは、この際といひましては、まずこの法案を通過し、そうして今後情勢の推移に應じ、適宜適切な措置をとり得るようになつて、はなはだ簡単ながらこれをもつて賛成の討論いたします。(拍手)
○岩間正男君 討論に入るに先立ちま

して、委員長並びに同僚委員諸君の了解を得まして、少数意見を尊重していただきまして討論を展開することを非常に感謝する次第であります。岸總理の所信表明の中にも、二大政略の中にあつても少数意見は尊重されなければならぬといふことが言われておるのではありませんが、こういうような点について委員長が善処されたことを非常に喜ぶものであります。

私は日本共産党を代表して、ただいま議題となつております法案に反對するものであります。

反對の第一の理由は、本法案は現下のわが国の経済的見通しを誤つた一方的獨断的措置であるからであります。政府は本年度予算編成當時から今日までの間に、経済の見通しを二転三転させ、三転させておるのであります。しかもなお、その点での政府内部の意思はいまだに統一されてない。この点での閣僚間の意見の食い違いは急速に調整されなければならぬはずなのに、国会開會中、国民の面前でこれを行うことを避け、ことさらにこれを閉會後に引き延ばそうとしておるのであります。なぜこのような態度をさらけ出す。なればならぬか、その根本的原因は何か、それは言うまでもなく、今日アメリカを中心とする資本主義社会を襲つてゐる世界経済恐慌の波であります。アメリカの鉄鋼の操業率は五〇％台に落ち、失業者は七百万に達しております。今日ではもはやアメリカ経済が容易に安定できるなどという見通しを述べるアメリカ人は一人もいないのであります。昨五七年初め、世界の貿易は前五六年よりも一四％もふえておるのに、最近では昨年より六％も

減つておるのが実情であります。この世界不況の波は当然日本にも波及し、この一月、政府は三十一億五千万ドルの輸出見通しを立てたが、今ではそれが夢にすぎないものになつております。このように今日の不況は、世界恐慌をして不可避的なものたらしめ、その結果はわが国の経済と国民生活の上に重くのしかかつてくるものでありますから、この際、空しい希望の御測や小手先のごまかしをやめ、それに対する根本的な対策を立てなければならぬ性質のものであります。現に從來、資本主義社会、ことにアメリカの恐慌のしわを寄せられ、その都度国民生活の危機を招き、社会不安を醸成してきた後進諸国、ことにA諸国は、アメリカや資本主義諸国への一辺倒的政策をやめ、平和共存の方向へ向けて、自主独立の広域経済政策をとらうとしております。ところが岸内閣は、これとは逆に反共軍事同盟の方向で中国を敵視し、アメリカへの依存をより深めながら、アジア、アラブ諸国への経済的、政治的進出をはかうとするものであります。この結果、岸内閣の政策は、全く大資本の利益のみを保護するやり方で恐慌からの脱出をはかるものであり、その結果は、すべて国民大衆に転嫁するものであります。われわれはこのような法案に絶対賛成することにはできないのであります。

反對理由の第二は、以上述べたように岸内閣の経済政策はわれわれをアジア、アラブと世界から孤立させ、必ず失敗するだらうといふことであります。この法案の最大の眼目は、さきに述べたように独占資本の強化拡充、東南アジア開発資金を中心とするところ

のいわゆる輸出振興であります。さらに労働協約会を打ち上げ、国民の抵抗に對してクッションを作ることであり、いづれもアメリカを中心とする反共的軍事同盟を決して無関係ではありませぬ。日中貿易に對して從來とつてきた岸政府の数々の不信行為、大多数国民の多年の希望を踏みにじつて第四次貿易協定や鉄鋼協定を廃棄させ、その逃げ道を東南アジアの開発と貿易振興に求めているのであります。しかし中国はもはや決して昔の中国ではない。新中国は今や世界、ことにアジア、アラブの中に抜きがたい指導的地位を占めてゐるのである。まずこれを對外貿易の発展の上から眺めてみるならば、その一九五七年の貿易額は五年前の五二年に比し六〇％の増加を示し、その取引相手国の数も五二年の五十五ヶ国から八十二ヶ国に達している現状であります。年間の貿易額約四十億ドル、うちA・A諸国との取引は五年前に比して六〇％増大し、西欧との取引は六倍に及んでゐるのであります。こうした事實は、何よりも新中国が経済面でもアジアの原動力になりつつあることの何よりの証左であります。従つてソビエトやベトナム民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、モンゴル人民共和国等は言うまでもないこと、アジア、アラブの資本主義諸国でも、インド、セイロン、インドネシア、カンボジア、エジプト、シリア、アフガニスタン、ビルマ等の諸国は、進んで政府協定による貿易を実現し、その経済的結びつきは日に日にその深さを加へつつある現状であります。この原因はアジア、アラブの民族の立ち上りによる自主独立の経済外交にあること

はもちろん、その根底には平和五原則に根ざした平等互恵の貿易政策が広くA・A諸国の支持と共感を受けている結果であります。こうした中で、中国敵視の政策を續けて、日中貿易をサボっている岸内閣の政策は、A・A諸国から歓迎されないのは当然であります。政府は貿易の不振と日中貿易の中断からくるしわを東南アジアに向け、貿易振興に名をかりて、五十億の開発資金を準備しても、その使用の時期、方途については具体的見通しすら立たないのは当然であります。

本法案に対する私の第三の反対理由は、このような独占資本擁護の政策が、国民の窮乏をよそにして、しかも国民の大きな犠牲によって行われていることとあります。国民は今日すでに恐慌の負担にたえかねています。政府の最近の発表、たとえば経企庁経済月報七月号によりますと、農村は蔬菜、酪農製品、繭など、軒並みの暴落で苦しんでいます。また都市では企業整備は昨年の約三倍、毎月六百件で、整理人員は月々二万を超えています。失業保険の給付は新たに受ける者は昨年の五〇%もふえている現状です。この状況の上に、さらに世界恐慌の重みがのしかかってくるのであります。今日神武景気のはとまりがなおあるとしたら、政府は一刻も早く国民生活を恐慌から守るために、これに耐えていけるゆとりをつけさせねばならないのであります。しかるに政府は国民生活にゆとりをつけ、饑いくる恐慌に耐えていけるようにするかわりに、逆にこのような反人民的な法案を強行しようとしています。これこそは、これから冬を迎えようとする国民大衆からはいとど

薄着の着物の中からそのあわせをはぎ取り、反対に大資本家に対しては厚着の衣服にさらに綿入れを着せようとするような政策であります。今年度予算によつて国民は、米価や繭価に対する農民の要求は無視され、公正なるべき米価審議会の答申は無視され、さらに健康保険の診療所の負担がふえ、保育所の措置基準は悪化し、生活保護や失業対策費は縮小され、労働者は実質賃金の引き下げ、労働強化、労働災害の増加がもたらされているのであります。自民党岸政府は減税を公約しながら、その反面地方税増徴も、その基準としての地方財政の赤字も、ほかおふりしている現状であります。このようなきわめて露骨なる独占資本擁護の本法案に反対し、日本共産党は、政府がすみやかに中央、地方を含めての減税を行い、社会保障費を大幅にふやし、来たるべき冬、つまり世界恐慌の深化に備えて、国民生活に少しでもゆとりをつけるために、最善の努力を尽すことを要求するものであります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

なければ、これにて討論を終結したものと認め、これより採決に入ります。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 多数と認めます。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対する諸般の手續等は、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議がございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議がないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(前田久吉君) 次に、請願の審議に入ります。審査の便宜上、初めに専門員より簡単に内容の説明を聴取いたします。

速記を中止し審議をお願いしたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) では、さよう決定いたします。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記をつけて下さい。

請願二十一号、たばこ小売手数料引き上げに関する請願、採択。請願八十七号、税法上の用語不具者改正に関する請願、採択。百六号映画の入場税減免に関する請願、採択。請願百七十五号、講和条約発効前の占領軍による被害者補償処遇改善の請願、採択。請願百七十九号宮城県多賀城町所在の海軍

工廠敷地返還等に関する請願、採択。

諸般の手續は委員長に御一任願います。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

休憩いたします。

午後零時十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十三年七月十日印刷

昭和三十三年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局